

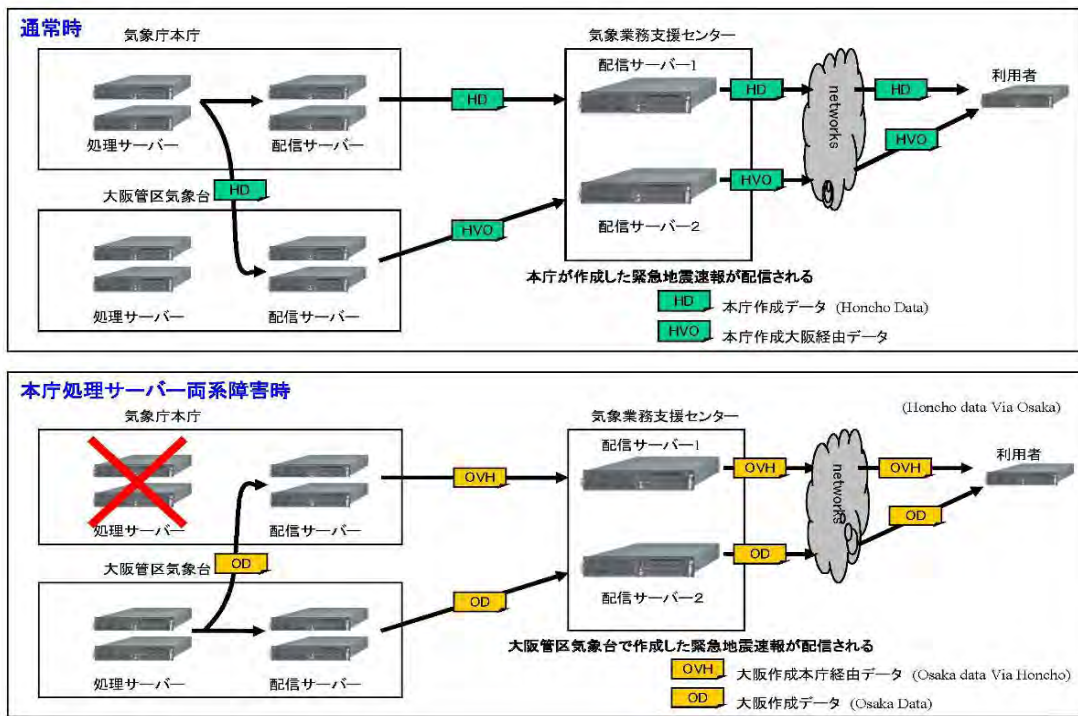
◆◆◆ より確実に緊急地震速報を提供する体制が整いました

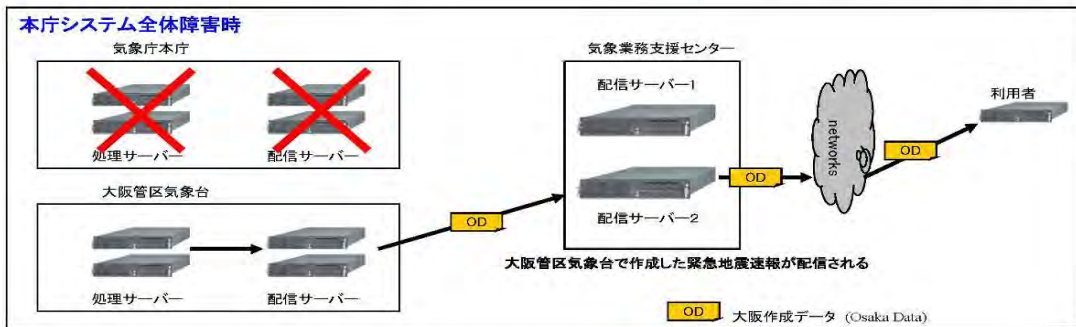
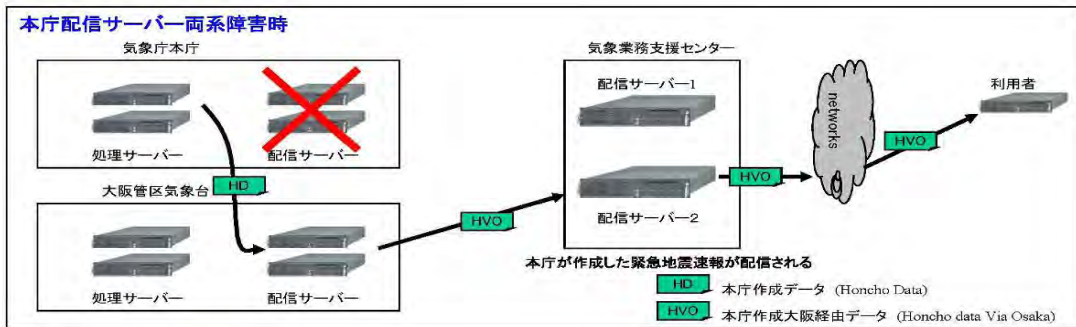
これまで、緊急地震速報は、気象庁本庁で作成され当センターへ提供されていましたが、平成22年度からは、大阪管区気象台においても作成、提供（ただし、気象庁本庁で作成できる場合は、気象庁本庁で作成したものを大阪管区気象台経由で提供）されることとなりました。この対応により気象庁本庁システムの処理サーバーまたは配信サーバーが障害となっても継続して緊急地震速報を提供する体制が整い、より危機管理が強化されました。

当センターの緊急地震速報配信システムは、2系統の独立したサーバーを常時稼働させており、それぞれのサーバーは、気象庁本庁の緊急地震速報配信サーバーと2系統のネットワークで接続されていました。このうち、2系の配信サーバーを大阪管区気象台の配信サーバーと接続することにより、気象庁本庁システムの処理サーバーまたは配信サーバーが障害時でも、2系のサーバーから緊急地震速報が提供できることとなります。

この対応のため、当センターは大阪管区気象台との間に IP-VPN(Internet Protocol -Virtual Private Network)を新たに開通させ、6月17日に大阪管区気象台システムの配信サーバーと接続しました。

それぞれの状態における緊急地震速報の流れを次の図に示します。





(財団法人気象業務支援センター配信事業部長 加藤芳夫)